

特定非営利活動法人アスイク 情報公開規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アスイク（以下「法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

（公告）

第5条 法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第54条の方法によるものとする。

（公表）

第6条 法人は、法令の規定に従い、理事、監事に対する報酬等の支給の基準について公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、役員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備置きの方法によるものとする。

（書類の備置き等）

第7条 法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に応ずるものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

（閲覧等の場所及び日時）

第8条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、管理部長の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち午前10時から午後4時までとする。ただし、法人は正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第9条 第7条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

（1）様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。

（2）閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。

（3）閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

（インターネットによる情報公開）

第10条 この法人は、第7条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管理)

第12条 法人の情報公開に関する事務の所管部署は、事務局とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は令和8年4月1日から施行する。

別表

No.	対象書類等の名称	備置期間
1	定款	永久
2	事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類	当該事業年度の終了時まで
3	各事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書、これらの附属明細書並びに財産目録	5年間
4	監査報告、会計監査報告、理事及び監事の名簿、理事及び監事の職歴及び賞罰を記載した書類、役員の報酬等並びに費用に関する規程並びに運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	5年間
5	理事会議事録	10年間
6	会計帳簿	10年間

上記各対象書類のうち、以下の書面の閲覧等については、それぞれ以下の者に限られるものとする（ただし、裁判所の許可を得た者はこの限りでない。）。

6．会計帳簿：会計監査人

様式1 閲覧等申請書

特定非営利活動法人アスイク 殿

申請年月日： 令和 年 月 日

申請者	フリガナ： 氏名：印 住所：〒 電話番号：
-----	--------------------------------

以下のとおり、閲覧・謄写を申請いたします（該当するものを○で囲んで下さい）。
なお私（申請者）は、下記の目的に従って閲覧等をした書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

【閲覧等の目的】

--

【閲覧等を求める書類（該当するものを○で囲んで下さい。）】

1. 定款 2. 事業計画書・収支予算書・資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類 3. 事業報告・計算書類及び附属明細書・財産目録 4. 監査報告・会計監査報告 5. 役員等名簿 6. 役員の職歴及び賞罰を記載した書類 7. 役員の報酬等並びに費用に関する規程 8. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類 9. 議事録（理事会） 10. 会計帳簿

様式 2 閲覧等受付簿

受付番号	受付年月日	申込人の住所・氏名	担当者名	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				